

美濃加茂市監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 7 年 9 月 11 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則

同 田 口 智 子

- 1 対象の監査 令和 7 年度 7 月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和 7 年 8 月 26 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 7 年 8 月 26 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 7 年 9 月 11 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
スポーツ 振興課	【注意】 牧野ふれあい広場管理棟 放送設備購入の契約書に設 計書が綴じこまれておら ず、購入物品が不明確な契 約書が締結されている。至 急、契約書の再作成をされ たい。	今後は、監督員が契約書 2 部 を作成し、係で内容を確認した 物を受注者へ渡し、契約締結の 手続きを依頼していきます。 牧野ふれあい広場管理棟放送 設備購入の契約書の再作成を行 いました。

美濃加茂市監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和7年9月11日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

- 1 対象の監査 令和7年度7月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和7年8月26日
- 3 監査の結果を通知した日 令和7年8月26日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和7年9月11日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
スポーツ 振興課	【意見】 牧野ふれあい広場管理棟 ウッドデッキ設置工事につ いて、完了検査後に追加工 事が行われている。今後は 完了検査前に、監督員にお いて入念に設計照査及び現 場管理を実施し、追加工事 ができるだけ複数回になら ないように対応されたい。	今後は、完了検査前に、監督 員において入念に設計照査及び 現場管理を実施し、本工事の中 で、完結できるように努めてい きます。

美濃加茂市監査委員告示第 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

- 1 対象の監査 令和 7 年度 7 月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和 7 年 8 月 2 6 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 7 年 8 月 2 6 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 7 年 9 月 1 2 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
土木課	【指導】 可児市で開催されたぎふ緑化フェアへの出展（設置・撤去等）に関わる費用を、市内の施設管理を目的とした予算から支出することは、不適切である。 また、「設置・出展に関わる支出」と「撤去・施行管理に関わる支出」の予算科目が統一されていないことは、目的に基づいた予算執行では無く、予算残額の有無を見越した予算執行と考えざるを得ない。予算措置の目的に基づいて、適切に予算執行をされたい。	今後は、企画課及び財政課に協議の上、必要に応じて新規事業として予算を確保し支出します。 また、予算科目が統一されていないことについては、予算措置の目的に基づいて適切に予算執行をします。

美濃加茂市監査委員告示第 2 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 7 年 1 0 月 7 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

- 1 対象の監査 令和 7 年度 7 月支払分の随時監査（財務監査）
- 2 監査実施日 令和 7 年 8 月 2 6 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 7 年 8 月 2 6 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 7 年 1 0 月 7 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
学校教育課	【注意】 ふるさと木曽川を感じる体験研修委託業務について、1 人当たりの契約単価には、消費税が含まれているにもかかわらず、人数×契約単価の合計金額に対して、さらに消費税を付加して請求されており、消費税額を二重に支払う結果となっている。 については、受託者に対して、重複している消費税額の返還を求めること。 また、今後は支出伝票の処理にあたり、担当課の起案者・承認者・決裁者及び会計課審査の入念な確認をされたい。	不要に二重支払いが生じた消費税額について、請求者へ返還を求めるために、8 月 2 7 日（水）に払い戻し納入通知書を送付しました。 8 月 2 7 日（水）受託者と協議を行い、9 月以降は正式な金額での支払いを行うよう通知しています。 9 月 1 日に未払いの二重支払いの消費税額、117,781 円を領収しました。 契約単価については、「税抜き単価」と「税込み単価」の区別を契約書および伝票上での確認を強化するよう徹底しています。